

商法総則・商行為法 I 期末試験

*注意:

- ・マークシートに記入をする時に解答箇所を間違えないよう、十分注意すること。
- ・マークは必ず鉛筆で行うこと。ペンでマークしたものは読取りができない。

I. 次の問いに答えよ。

[第1問] (配点: 5点)

次の文章の空欄ア～エに当てはまる語句の組み合わせとして最も適切なものは、後記1から6までのうちどれか。(解答番号1の解答マーク欄にマークせよ)

日本の商法のルールは、明治時代に、主に(ア)の商法典のルールをモデルに定められたものである。(ア)では、19世紀に近代的な商法典が制定された。これらの近代的な商法典のルールの起源は、(イ)にまでさかのぼることができると考えられている。これに対して、近代的な民法典のルールの起源は、より(ウ)、(エ)までさかのぼることができると考えられている。

1. ア=アメリカやイギリス、イ=ローマ法、ウ=古く、エ=ギリシア法
2. ア=アメリカやイギリス、イ=ローマ法、ウ=新しく、エ=教会法
3. ア=アメリカやイギリス、イ=中世の商人階級の慣習法、ウ=古く、エ=ローマ法
4. ア=ドイツやフランス、イ=中世の商人階級の慣習法、ウ=新しく、エ=教会法
5. ア=ドイツやフランス、イ=中世の商人階級の慣習法、ウ=古く、エ=ローマ法
6. ア=ドイツやフランス、イ=ローマ法、ウ=新しく、エ=中世の商人階級の慣習法

[第2問] (配点: 5点)

次の文章の空欄ア～ウに当てはまる語句の組み合わせとして最も適切なものは、後記1から6までのうちどれか。(解答番号2の解答マーク欄にマークせよ)

商法が定める商行為は、3種類に区別することができる。営業としてするときに限って商行為になる行為を、(ア)という。営業としてしなくとも商行為になる行為を、(イ)という。商人がその営業のためにする行為を、(ウ)という。

1. ア＝絶対的商行為、イ＝附属的商行為、ウ＝營業的商行為
2. ア＝附属的商行為、イ＝營業的商行為、ウ＝絶対的商行為
3. ア＝營業的商行為、イ＝絶対的商行為、ウ＝附属的商行為
4. ア＝絶対的商行為、イ＝營業的商行為、ウ＝附属的商行為
5. ア＝附属的商行為、イ＝絶対的商行為、ウ＝營業的商行為
6. ア＝營業的商行為、イ＝附属的商行為、ウ＝絶対的商行為

〔第3問〕（配点：5点）

商人資格および開業準備行為に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけを挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号3の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 最高裁の判例は、金銭の借入れも原則として開業準備行為になるとした。
- イ) 最高裁の判例は、会社は、商法上の商人に該当するとした。
- ウ) 最高裁の判例は、信用協同組合は、原則として商法上の商人に該当するとした。

1. ア
2. イ
3. ウ
4. アイ
5. イウ
6. アウ

〔第4問〕（配点：5点）

支配人に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけを挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号4の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 支配人が自ら営業を行うためには、商人の許可を受けなければならない。
- イ) 支配人は、商人に代わってその営業に関する一切の裁判外の行為をする権限を有するが、裁判上の行為をする権限を有しない。
- ウ) 支配人の代理権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

1. ア
2. イ
3. ウ
4. アイ
5. イウ
6. アウ

〔第5問〕（配点：5点）

次に掲げる商法の条文に関連するア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけを挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独

立しているものとせよ。(解答番号5の解答マーク欄にマークせよ)

商法 24 条 商人の営業所の営業の主任者であることを示す名称を付した使用人は、当該営業所の営業に関し、一切の裁判外の行為をする権限を有するものとみなす。ただし、相手方が悪意であったときは、この限りでない。

- ア) 同条のルールは、一般に、権利外観法理にもとづくものといわれる。
- イ) 最高裁の判例によれば、「支店長代理」という名称は、同条にいう「営業の主任者であることを示す名称」とはいえない。
- ウ) 通説および最高裁の判例によれば、同条にいう「営業所」は、営業所としての実質を備えていなくてもよい。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第6問〕(配点：5点)

次に掲げる商法の条文に関連するア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけを挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。(解答番号6の解答マーク欄にマークせよ)

商法 9 条 1 項 この編の規定により登記すべき事項は、登記の後でなければ、これをもって善意の第三者に対抗することができない。登記の後であっても、第三者が正当な事由によってその登記があることを知らなかったときは、同様とする。

- ア) 同項前段の定める商業登記の効力を、一般に、「消極的公示力」という。
- イ) 同項後段の定めからすれば、登記の後には、第三者に正当な事由がないかぎり、登記事項を善意の第三者にも対抗できる。その理由は、伝統的には、登記後は第三者の悪意が擬制されるからだと説明されてきた。
- ウ) 最高裁の判例によれば、株式会社の代表取締役が退任し、そのことについて変更登記がなされた後は、表見代表取締役に関する会社法 354 条は適用されないが、代理権消滅後の表見代理に関する民法 112 条は適用される。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第7問〕（配点：5点）

次に掲げる会社法の条文に関連するア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけを挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号7の解答マーク欄にマークせよ）

会社法 908 条 2 項 故意又は過失によって不実の事項を登記した者は、その事項が不実であることをもって善意の第三者に対抗することができない。

- ア) 日本では、商業登記申請について登記官による実質的審査が行われるため、不実の登記がされる危険は高くないが、万が一、不実の登記がされた場合のために、同項が定められている。
- イ) 最高裁の判例によれば、不実の登記事項が株式会社の取締役への就任であり、かつ、その就任の登記につき取締役とされた本人が承諾を与えたのであれば、同項が類推適用される。
- ウ) 最高裁の判例によれば、株式会社の取締役を辞任した者が、当該株式会社の代表者に対し、辞任登記を申請しないで不実の登記を残存させることにつき明示的に承諾を与えていたなどの特段の事情が存在する場合には、同項が類推適用される。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

II. 次の文章を読み、問いに答えよ。

商号は、商人・会社の名声・信用を示すものであり、商号自体が顧客吸引力を有する。そのため、商号自体に財産的価値が生じることもある。これらのことから、他人による商号の不正な使用等から商人・会社を保護する必要があり、(A) そのためのルールが、商法・会社法のほか、不正競争防止法にも定められている。他方で、ある商人・会社が、他の者に、自己の商号を使用して営業を行うことを許諾する場合もある。これを (B) 名板貸 という。

(C) 営業譲渡についても、商号に関連した規定がある。(D) 商法 17 条は、次のように定める。

商法 17 条 1 項 営業を譲り受けた商人（以下この章において「譲受人」という。）が譲渡人の商号を引き続き使用する場合には、その譲受人も、譲渡人の営業によって生じた債務を弁済する責任を負う。

〔第8問〕（配点：5点）

会社は、最大限で何個の商号を有することができるか。解答と同じ数値を解答番号8の解答マーク欄にマークせよ。（例：3個なら3を、4個なら4をマーク）

〔第9問〕（配点：5点）

下線部（A）に関連する次のア）からウ）までの各記述のうち、正しいものだけを挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア）イ）ウ）それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号9の解答マーク欄にマークせよ）

- ア）商法・会社法の規定によれば、不正の目的をもって、他の商人であると誤認されるおそれのある、登記された商号を使用することは、禁止される。
- イ）不正競争防止法の規定によれば、他人の商号として需要者の間に広く認識されている（周知の）ものと同一または類似の商号を使用して、他人の営業と混同を生じさせる行為は、不正競争である。「周知の」といえるためには、その商号がある特定の地域で広く認識されていけばよく、その場合、当該地域以外でその商号を使用する者に対しても、商号の使用の差止めを請求することができる。
- ウ）不正競争防止法の規定によれば、他人の著名な商号と同一または類似のものを、自己の商号として使用することは、不正競争である。この場合、他人の営業と混同を生じさせる行為をすることは、不正競争となるための要件にはされていない。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第10問〕（配点：5点）

下線部（B）に関連する次のア）からウ）までの各記述のうち、正しいものだけを挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア）イ）ウ）それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号10の解答マーク欄にマークせよ）

- ア）最高裁の判例によれば、名板貸人の責任が認められるためには、商号使用の許諾は、黙示のものでもよい。
- イ）最高裁の判例によれば、名板貸人の責任が認められるためには、名板貸人と名板借人の営業が同種であることは、原則として、必要ではない。
- ウ）最高裁の判例には、名板貸についての商法の規定を類推適用し、買い物客とスーパー・マーケットのテナントとの取引に関して、スーパー・マーケットが名板貸人と

同様の責任を負わなければならないとしたものがある。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第11問〕（配点：5点）

下線部（C）に関連する次のア）からウ）までの各記述のうち、正しいものだけを挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア）イ）ウ）それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号11の解答マーク欄にマークせよ）

- ア）営業譲渡とは、客観的意義の営業を譲渡することである。
イ）最高裁の判例によれば、商法15条以下にいう営業の譲渡とは、営業のために用いられる個別の財産（土地、建物）の譲渡であり、これによって、譲渡会社が法律上当然に競業避止義務を負うものをいう。
ウ）詐害営業譲渡についての商法の規定によれば、譲渡人が、譲受人の債権者を害することを知って営業を譲渡した場合、譲受人の債権者は、譲渡人に対して債務の履行を請求できる。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第12問〕（配点：5点）

下線部（D）に関連する次のア）からウ）までの各記述のうち、正しいものだけを挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア）イ）ウ）それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号12の解答マーク欄にマークせよ）

- ア）通説は、商法17条1項の趣旨を、営業の譲渡人の債権者の保護にあると捉え、同項によって保護されるためには、債権者は善意でなければならないとする。
イ）最高裁の判例は、営業の譲渡人の商号が「有限会社米安商店」、譲受人の商号が「合資会社新米安商店」という事案が、商法17条1項にいう「商号を引き続き使用する場合」にあたらなかったとした。
ウ）最高裁の判例によれば、商法17条1項にいう「営業によって生じた債務」には、事実的不法行為による債務を含まないが、取引的不法行為による債務を含む。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

Ⅲ. 次の問いに答えよ。

〔第13問〕（配点：5点）

消費者契約法および消費者の取消権に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものを挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号13の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 消費者契約法において「消費者契約」とは、消費者と事業者との間で締結される契約をいう。「事業者」とは、会社および法人をいう。
- イ) 消費者契約法4条1項1号および3号にいう「重要事項」とは、消費者契約の対象・取引条件のうち、事業者が契約を締結するか否かを判断するときに、通常影響を及ぼすべきものをいう。
- ウ) 消費者契約法によって認められる取消権の行使期間は、民法上の取消権の行使期間よりも短い。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第14問〕（配点：5点）

次のア) からウ) までの各記述のうち、消費者契約法にもとづく消費者契約の申込み・承諾の意思表示の取消しが認められるものだけを挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号14の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 消費者Aは、魚屋の店頭で「このイワシは新鮮だよ」と告げられ、「新鮮ということだから、買おう」と考えてイワシを購入した。Aが帰宅後にイワシを見たところ、さほど新鮮であるようにも思えなかった。
- イ) 消費者Aは、エステサロンで「このままでは2、3年後に必ず肌がボロボロになる」と言われ、肌がきれいになるサービスを受ける契約を締結した。
- ウ) 消費者Aは、自宅に訪ねてきた販売員から夜遅くまで学習教材の購入を勧められた。Aが「子供が寝ているので帰ってください」と言っても販売員が帰ろうとしないため、戸惑ったAは仕方なく教材を購入する契約を締結した。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第15問〕（配点：5点）

学納金返還訴訟に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけを挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号15の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 在学契約は、大学と学生間の契約であり、同契約（消費者契約法施行後に締結されたもの）については消費者契約法が適用される。
- イ) 最高裁の判例は、入学金の不返還特約について、これは損害賠償額の予定ないし違約金の定めであるとしつつ、不返還特約はすべて無効になるとした。
- ウ) 最高裁の判例は、授業料等の不返還特約について、これは損害賠償額の予定ないし違約金の定めであるとしつつ、3月31日までに在学契約の解除の意思表示がされた場合には、原則として、不返還特約はすべて無効になるとした。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第16問〕（配点：5点）

次の文章の空欄ア～ウに当てはまる語句の組み合わせとして最も適切なものは、後記1から6までのうちどれか。（解答番号16の解答マーク欄にマークせよ）

消費者契約法10条によれば、（ア）を適用する場合に比べて消費者の権利を制限しまたは義務を加重する消費者契約の条項であって、（イ）に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とされる。最高裁の判例は、建物の賃貸借契約における更新料条項について、（ウ）更新料条項は、特段の事情がない限り、同条にいう「（イ）に反して消費者の利益を一方的に害するもの」にはあたらないとした。

- 1. ア＝任意規定、イ＝公序良俗、ウ＝賃料の額や更新期間に照らし高額すぎない
- 2. ア＝任意規定、イ＝信義則、ウ＝賃貸借契約書に一義的かつ具体的に記載された
- 3. ア＝任意規定、イ＝正義衡平、ウ＝賃料の額や更新期間に照らし高額すぎない
- 4. ア＝強行規定、イ＝公序良俗、ウ＝賃貸借契約書に一義的かつ具体的に記載された
- 5. ア＝強行規定、イ＝信義則、ウ＝賃料の額や更新期間に照らし高額すぎない
- 6. ア＝強行規定、イ＝正義衡平、ウ＝賃貸借契約書に一義的かつ具体的に記載された

〔第17問〕（配点：5点）

特定商取引に関する法律（特定商取引法）が定める訪問販売に関連する次のア）からウ）までの各記述のうち、正しいものだけを挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア）イ）ウ）それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号17の解答マーク欄にマークせよ）

- ア）販売業者が申込者等の自宅において売買契約の申込みを受ける場合だけでなく、申込者等を呼び止めて営業所に同行させ、営業所で売買契約の申込みを受ける場合も、訪問販売にあたる。
- イ）訪問販売については、クーリング・オフが認められる。クーリング・オフとは、申込者等の利益を著しく害する契約が締結された場合に、申込者等は申込みの撤回等ができるという制度である。
- ウ）販売業者がクーリング・オフ妨害をした場合には、クーリング・オフが行われたものとみなされる。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第18問〕（配点：5点）

特定商取引に関する法律（特定商取引法）に関連する次のア）からウ）までの各記述のうち、正しいものだけを挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア）イ）ウ）それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号18の解答マーク欄にマークせよ）

- ア）通信販売については、クーリング・オフが認められない。
- イ）特定継続的役務提供については、クーリング・オフ期間の経過後も、将来に向かって契約の解除を行うことができる。
- ウ）連鎖販売取引についてのクーリング・オフ期間は、訪問販売の場合よりも短い。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第19問〕（配点：5点）

次の文章の空欄ア～エに当てはまる語句の組み合わせとして最も適切なものは、後記1から6までのうちどれか。（解答番号19の解答マーク欄にマークせよ）

割賦販売法が定める「包括信用購入あっせん」においては、（ア）が購入者に信用を供与する。これに対して、「割賦販売」においては、（イ）が購入者に信用を供与する。前者については抗弁の対抗のルールが定められる。これによれば、購入者は、（ウ）に対して生じている事由をもって、（エ）に対抗することができる。

1. ア＝販売業者、イ＝販売業者以外の者、ウ＝信用購入あっせん業者、エ＝購入者
2. ア＝販売業者、イ＝販売業者以外の者、ウ＝購入者、エ＝加盟店
3. ア＝販売業者、イ＝販売業者以外の者、ウ＝加盟店、エ＝信用購入あっせん業者
4. ア＝販売業者以外の者、イ＝販売業者、ウ＝信用購入あっせん業者、エ＝購入者
5. ア＝販売業者以外の者、イ＝販売業者、ウ＝購入者、エ＝加盟店
6. ア＝販売業者以外の者、イ＝販売業者、ウ＝加盟店、エ＝信用購入あっせん業者

〔第20問〕（配点：5点）

金融商品の販売等に関する法律（金融商品販売法）に関連する次のア）からウ）までの各記述のうち、正しいものだけを挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア）イ）ウ）それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号20の解答マーク欄にマークせよ）

- ア）金融商品販売法は、金融商品販売業者等の顧客に対する債務不履行責任に関する民法の特則を定める。
- イ）金融商品販売法によれば、金融商品販売業者等は、顧客に対して重要事項について説明をしなければならない。この説明は、顧客の知識、経験等に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法および程度によるものでなければならない。
- ウ）金融商品販売法によれば、金融商品販売業者等は、顧客に対して重要事項について説明をしなかったときは、これによって生じた当該顧客の損害を賠償する責任を負う。この責任については、民法が定める過失相殺は行われない。

1. ア
2. イ
3. ウ
4. アイ
5. イウ
6. アウ

以上

[解答]

〔第1問〕 5 〔第2問〕 3 〔第3問〕 2 〔第4問〕 6 〔第5問〕 4
〔第6問〕 4 〔第7問〕 5 〔第8問〕 1 〔第9問〕 3 〔第10問〕 6
〔第11問〕 1 〔第12問〕 2 〔第13問〕 3 〔第14問〕 3 〔第15問〕 6
〔第16問〕 2 〔第17問〕 1 〔第18問〕 4 〔第19問〕 6 〔第20問〕 2